

## 経営事項審査における監理技術者講習の有効期間について

### 監理技術者講習の有効期間の変更について

建設業法施行規則の一部改正がされ、令和3年1月1日から監理技術者講習の有効期間が変更になります。

現行の有効期間は、講習を受講した日から5年間ですが、改正により講習を受講した日から受講した年の5年後の12月31日までとなります。

※ 経営事項審査における監理技術者講習の有効期間については従来通り、講習を受講した日から5年間となります。